一　商品市場を開設する者
　株式会社東京工業品取引所
二　上場商品指数
　日経・東工取商品指数
三　公示することとなった事由
　商品取引所法第百五十六条第二項の規定に基づき、日経・東工取商品指数を上場商品指数として期限（取引を開始した日から三年を経過した日まで。）を定めて上場する旨の業務規程の変更の認可の申請書の提出があったため。

○国土交通省告示第千二百八十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の二の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の三の十六第一号の規定により、公示する。

平成二十一年十二月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

(一) 登録年月日　平成二十一年十一月十二日
(二) 登録番号　6
(三) 氏名又は名称　一般社団法人日本トンネル専門工事業協会
(四) 住所　東京都港区西新橋一丁目九番一号ブロドリー西新橋9階
(五) 法人である場合の代表者の氏名　野﨑　正和
(六) 講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区西新橋一丁目九番一号ブロドリー西新橋9階
(七) 登録基幹技能者講習の種目　登録トンネル基幹技能者

(一) 登録年月日　平成二十一年十一月二十七日
(二) 登録番号　24
(三) 氏名又は名称　一般社団法人日本保温保冷工業協会
(四) 住所　東京都台東区浅草橋一丁目十番七号信成ビル3階
(五) 法人である場合の代表者の氏名　渡邊　丈夫
(六) 講習事務を行う事務所の所在地　東京都台東区浅草橋一丁目十番七号信成ビル3階
(七) 登録基幹技能者講習の種目　登録保温保冷基幹技能者

(一) 登録年月日　平成二十一年十一月二十七日
(二) 登録番号　25
(三) 氏名又は名称　社団法人日本グラウト協会
(四) 住所　東京都文京区後楽一丁目一番二号春日ビル9階
(五) 法人である場合の代表者の氏名　伊地　正博
(六) 講習事務を行う事務所の所在地　東京都文京区後楽一丁目一番二号春日ビル9階
(七) 登録基幹技能者講習の種目　登録グラウト基幹技能者

○国土交通省告示第千二百八十二号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

表相模鉄道株式会社緑園都市教習所の項中「神奈川県横浜市西区北幸一丁目三番二三号」を「神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番一四号」に改め、南海電気鉄道株式会社鉄道営業本部運輸部運輸教習所の項中「南海電気鉄道株式会社鉄道営業本部運輸部運輸教習所」を「南海電気鉄道株式会社鉄道営業本部運輸部鉄道研修センター」に改める。

○国土交通省告示第千二百八十三号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第三十八条第五項の規定に基づき、危険物船舶運送及び貯蔵規則第三十八条第五項の外国を定める告示を次のように定め、平成二十一年十二月十二日から適用し、危険物船舶運送及び貯蔵規則第二十二条の十二第五項の外国を定める告示（昭和五十九年運輸省告示第四百五十九号）は、平成二十一年十二月十一日限り廃止する。

平成二十一年十二月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

危険物船舶運送及び貯蔵規則第三十八条第五項の外国を定める告示

危険物船舶運送及び貯蔵規則第三十八条第五項の告示で定める外国は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締約国とする。

○国土交通省告示第千二百八十四号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

本則の表利率の欄中「一・四パーセント」を「一・六パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項中「一・六パーセント」を「一・八パーセント」に、同表二の項中「一・七パーセント」を「一・八パーセント」に改め、同表三の項利率の欄を次のように改める。

一・八パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）	一・八パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）
無利子	一・八パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）

附則第三項の表四の項中「一・七パーセント」を「一・八パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第三百三十八号

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日協定世界時〇時から施行する。

平成二十一年十二月十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

別表の7の表の次に次の一表を加える。

7の2　ÅLAND海分離通航方式

分離通航帯	
分離線又は分離帯	通航路
1　次に掲げる地点を結んだ線 イ　北緯60度29・52分東経19度0・3分の地点 ロ　北緯60度26・94分東経19度0・36分の地点	ハからチまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びハに掲げる地点とチに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 ハ　北緯60度29・51分東経19度4・56分の地点 ニ　北緯60度26・89分東経19度3・88分の地点 ホ　左欄のロに掲げる地点 ヘ　北緯60度26・89分東経18度57・05分の地点 ト　北緯60度29・54分東経18度56・36分の地点 チ　左欄のイに掲げる地点